

会 議 録

| | |
|--------|---|
| 教育長 | <p>令和4年度第13回沖縄市教育委員会臨時会をこれから開会いたします。はじめに事務局より、本日の会議について説明をお願いいたします。</p> <p>教育総務課長より、出席者及び議事日程について説明。</p> |
| 教育長 | <p>本日の会議録の署名については、大田弘美委員を指名いたします。</p> <p>それでは本日の日程に進みますが、日程第1、議案第19号「令和5年度公立学校管理職定期人事異動について(内申)」については、人事に関する議案でございますので、沖縄市教育委員会会議規則第5条の規定に基づき非公開としてよろしいでしょうか。</p> |
| 教育委員 | <p>異議なし。</p> |
| 教育長 | <p>異議なしとのお声をいただきましたので、日程第1、議案第19号「令和5年度公立学校管理職定期人事異動について(内申)」については非公開といたします。</p> <p>議案第19号「令和5年度公立学校管理職定期人事異動について(内申)」全会一致で可決。</p> |
| 教育長 | <p>続いて、日程第2、議案第20号「沖縄市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 教育総務課長 | <p>それでは議案第20号「沖縄市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」説明いたします。</p> <p>教育総務課長より、別紙「沖縄市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」のとおり説明。</p> |

会 議 録

| | |
|--------|---|
| | <p>以上でございます。</p> |
| 教育長 | <p>ただいまの議案につきまして、質疑等はありませんか。</p> |
| 嘉納委員 | <p>改正案の第 8 条第 1 項においては「次の会議に報告」として いて、第 8 条 2 項においては「会議に報告」としてありますが、 「次の」という言葉を追加しなくても良いのでしょうか。</p> |
| 教育総務課長 | <p>第 8 条第 2 項は、第 5 条及び第 6 条において教育長に委任し た事務と専決した事務のうち、承認を得るものでなければ、教 育委員会会議にて報告を要しない事項となっております。第 8 条第 1 項は、臨時代理になりますので、本来、教育委員会会議 に諮り議決を経なければならないものですので、すぐに報告し なければならないということで、敢えて「次の」という言葉 を入れております。</p> |
| 教育部次長 | <p>補足いたします。第 8 条第 2 項については、事案の整理が つき次第、報告をしますので必ずしも次ではないということで、 「次の」という言葉が入っておりません。</p> |
| 教育長 | <p>他に質疑等はありませんか。</p> |
| 各委員 | <p>質疑なし。</p> |
| 教育長 | <p>それでは、議案第 20 号「沖縄市教育委員会行政組織規則の一 部を改正する規則について」は、原案のとおり決定してもよろ しいでしょうか。</p> |
| 各委員 | <p>異議なし。</p> |

会 議 録

| | |
|-----|---|
| 教育長 | 異議なしとのお声をいただきましたので、議案第 20 号について、原案のとおり決定いたします。以上をもちまして「沖縄市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」を終了いたします。 |
| 教育長 | 続いて、日程第 3、報告事項「その他」休憩します。 |
| 教育長 | 再開いたします。これにて令和 4 年度第 13 回沖縄市教育委員会臨時会の全日程を終了いたします。大変お疲れ様でした。 |